

## 名古屋市ふるさと寄附金返礼品提供事業者募集要項

### 1 目的

ふるさと寄附金（納税）制度により名古屋市（以下「本市」という。）へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、本市の魅力発信・地域振興等につなげるため、寄附者への返礼品提供にご協力いただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

### 2 募集条件

#### (1) 返礼品提供事業者について

返礼品提供事業者は次の要件を全て満たす必要があります。

- ア 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- イ 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等の生産拠点のいずれかが本市内にある法人・団体又は個人事業者であること。
- ウ 名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止を受けていないこと。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、同要綱に掲げる指名停止の要件に該当する行為を行っていない者であること。
- エ 代表者等が、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。）でないこと。

#### (2) 返礼品について

返礼品は次の要件を全て満たす必要があります。

- ア 平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
- イ 公序良俗に反しないものであること。
- ウ 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市のふるさと寄附金（納税）の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- エ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を明示して供給可能な場合を除く。）
- オ 食料品については、寄附者に返礼品が到着後、一定期間（概ね一週間以上）の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等

を事前に寄附者に確認・調整等を行うなどして、鮮度を保ったまま適切に寄附者に届くものであること。

カ 宿泊施設・サービスの利用券等については、本市内で提供されるものに限るとともに、新型コロナウイルス感染拡大予防のため各業界・業種が公表するガイドライン等を遵守した対策が行われていること。また利用期限のあるものについては、原則として発行日から6カ月以上利用可能なものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではない。

キ キャラクター等を使用する場合、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

ク 本市が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること（原則として無償）。

ケ 本市ふるさと寄附金（納税）関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ、返礼品提供事業者名等）を提供可能であること。

### (3) 返礼品の価格及び寄附金額の設定

ア 返礼品の価格は、1,500円以上の提案とし、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格としてください。

イ 設置費用等が別途発生する場合は、その費用は返礼品の価格に含めるものとします。なお、設置等の手続きは返礼品提供事業者が行ってください。

ウ 寄附金額は、返礼品の価格に3分の10をかけ1,000円単位に切り上げた額を原則として、本市が決定します。

### (4) 費用負担

ア 返礼品の商品代金及び送料は、本市が負担します。

イ 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。

ウ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。

## 3 返礼品提供事業者の特典

(1) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。

(2) 返礼品の発送時に、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

(3) 本市がふるさと寄附金（納税）の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、

事業者名を掲載する場合があります。

- (4) 返礼品提供事業者は、本市のふるさと寄附金（納税）返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができます。

#### 4 委託事業者

- (1) 本市は、寄附の受付や返礼品の発注・配送管理等の業務について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、次の事業者（以下「委託事業者」という。）へ委託します。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品として採用が決定された後、委託事業者と返礼品の提供に係る契約を締結する必要があります。

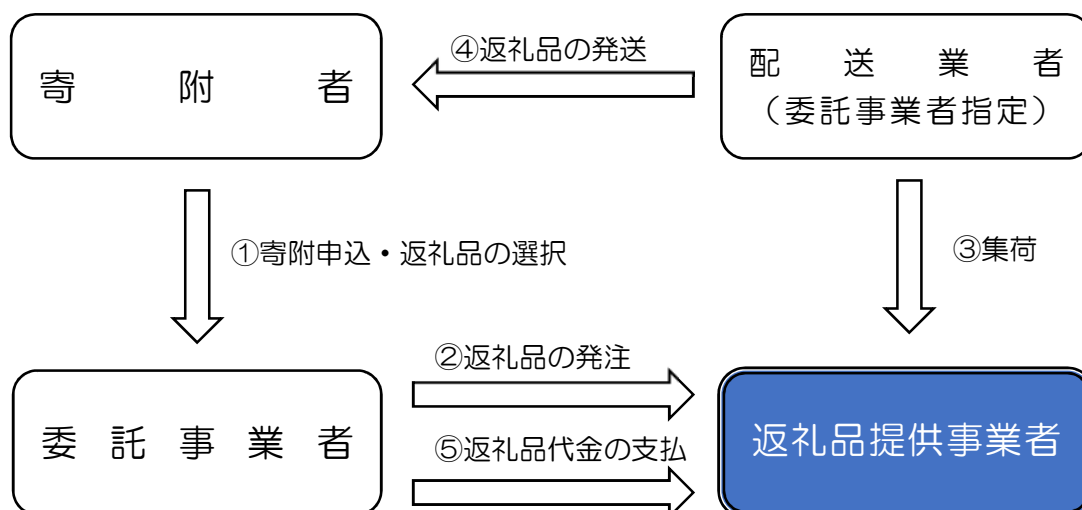
##### 【委託事業者】

株式会社JTB ふるさと開発事業部

大阪府大阪市中央区南本町2-6-12 サンマリオンNBFタワー11階

#### 5 事務の流れ

返礼品提供事業者は、委託事業者からの発注により返礼品を提供します。なお、本市が寄附を受けてから、返礼品提供事業者に対して支払を行うまでの事務の流れは、概ね次の図のとおりです。



## 6 応募方法

### (1) 募集期間

随時受付とします。

### (2) 提出書類

ア 「名古屋市ふるさと寄附金返礼品登録申請書」(様式1)

イ 「返礼品提案書」(様式2)

※返礼品の審査にあたり、追加で資料を提出いただく場合があります。

### (3) 提出方法

電子メール

### (4) 提出先

株式会社 J T B 名古屋事業部

E-mail : nagoyafurusato@jtb.com

## 7 返礼品の登録

(1) 申込内容について、募集条件を満たしていることを確認し、委託事業者より採用の決定についてお知らせするとともに、返礼品登録の手続きについてご案内します。

(2) 委託事業者と返礼品の提供に係る契約を締結し、返礼品の登録完了となります。

(3) 返礼品として登録された商品は、ふるさと納税ポータルサイトへの登録作業を経て、順次掲載されます。なお、掲載順序は本市に一任していただきます。

## 8 返礼品登録の解除

次の場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止します。

(1) 返礼品提供事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。

(2) 返礼品提供事業者又は返礼品が「2 募集条件」に規定する事項を満たさなくなったとき。

(3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。

(4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。

(5) 登録内容に虚偽があったとき。

(6) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。

(7) 寄附者からの申込みが他の返礼品と比較して極端に少なく、需要が見込めないと本市が判断したとき。

- (8) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するとき。
- (9) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

## 9 個人情報の保護

- (1) 返礼品提供事業者は、業務を履行するにあたり、個人情報の取扱については、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）その他情報保護に係る関係法令を遵守してください。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用できません。

## 10 その他

- (1) 寄附者が名古屋市民である場合、返礼品は送付できません。
- (2) 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、買い取りを確約するものではありません。
- (3) 登録した返礼品の変更・廃止を希望する場合は、委託事業者を通じ、速やかに本市の承認を得てください。
- (4) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について委託事業者へ必ず報告してください。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (5) 応募に係る提出書類、資料の返却は致しません。また、応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。
- (6) この要項に適合しても、本市が返礼品として適当でないと判断した場合は登録しないことがあります。
- (7) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。

## 11 問い合わせ先

株式会社 J T B 名古屋事業部（月～金 09:30～17:30 土日祝休み）  
名古屋市ふるさと寄附金（名古屋市へのふるさと納税）担当  
TEL：052-446-7135  
E-mail：nagoyafurusato@jtb.com

**(参考) 地場産品基準**

- 一 本市内において生産されたものであること。
- 二 本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する本市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。